

令和
7
年度

港北区地域のチカラ応援事業

自治会町内会との連携コースの申請を
募集します!

市民活動団体が自治会町内会と連携して、地域の課題解決を図り、
港北区の魅力を高める事業を応援する補助金を交付します。
地域で取り組む活動であればジャンルは問いません。



★連携コース

最大30万円

市民活動団体が自治会町内会と相互に連携して地域の課題解決や魅力づくりを主体的に行う事業が対象です。
事業の対象者は団体の構成員以外の港北区民である必要があります。

応募受付期間

令和7年**5月7日(水)**～**10月31日(金)**

スケジュール

申請書



入手

提出

～10/31(金)



※予算の上限に達し
次第、募集を締め
切ります

補助決定



申請月の
翌月

交流・サポート

- ・活動交流
- ・広報支援
- ・相談

→ 詳しくは裏面をご覧ください。

お問合せ
ご相談先

港北区役所地域力推進担当

電話 540-2247 FAX 540-2245

E-mail ko-chikara@city.yokohama.lg.jp

港北区地域のチカラ 検索

※申請書は区のホームページからダウンロードできます。

ホームページ



港北区地域のチカラ応援事業・連携コース概要

コース	連携コース
補助金	補助金 上限30万円 「港北区役所」の後援の名義使用
団体の要件	この要綱に基づく補助金交付回数が通算3回以下であること。 ※チャレンジコースとの併用は可能です。
	・ 5人以上の構成員を有し、団体への参加について制限を設けていないこと。 ・ 団体の構成員の半数以上が港北区に在住、在勤、在学していること。
事業の要件	・ 地域住民による地域の課題解決や魅力づくりに向けた主体的な事業であること。 ・ 自治会町内会と相互に連携して実施する事業であること。 ・ 主な対象者を港北区民とし、団体の構成員以外を対象とした事業であること。 ・ 補助対象経費の 5 分の 1 以上の自主財源が用意できる事業であること。 ・ 補助金の交付決定があった日の属する年度中に実施する事業であること。
申請書類	1 補助交付申請書（第1号様式） 2 団体の概要書（第2号様式） 3 活動実績（第3号様式） 4 事業計画書（第4号様式） 5 事業収支予算書（第5号様式） 6 団体の規約又はこれらに類する書類 7 連携する自治会町内会の事業実施についての確認書（第16号様式） 8 相利評価表 （この表を活用して、事業実施にあたり、市民活動団体及び自治会町内会を含む関係団体の課題や役割などを整理して、どのような効果が得られるか検討してください。）

留意事項 ※補助金の使途には制約があります。

補助金の対象経費

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| (1) 講師、指導者及び協力者等への謝金 | (2) 事務用品、材料費等の消耗品費 |
| (3) 印刷費 | (4) 郵送料その他の通信運搬費 |
| (5) 会場、機材等の使用料及び賃借料 | (6) 保険料 |
| (7) その他区長が補助の対象と認める経費 | |

※交際費、慶弔費、懇親会費、直接事業と関連のない視察・研修費・食糧費等、客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費については、補助金の対象外となります。

次のいずれかに該当する事業は、補助対象外となります

- (1) 国又は地方公共団体から既に補助金が交付されている事業又は今後補助金が交付されることが決定している事業
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 宗教的又は政治的宣伝意図を有する事業
- (4) 団体の親睦を目的とする事業
- (5) 他の団体への助成を目的とする事業
- (6) 公序良俗に反する等、補助対象として適当でないと認められる事業
- (7) その他、横浜市港北区長が適当でないと認めた事業